

認知症のある人と家族介護者等の支援実施要領

30福保高在第1268号 平成31年3月7日
一部改正 6福祉高在第1252号 令和7年2月14日

1 趣旨

この要領は、東京都認知症疾患医療センター運営事業実施要綱（平成23年2月1日付22福保高在第536号）（以下「実施要綱」という。）第7の4に基づき、認知症疾患医療センターが実施する認知症のある人と家族介護者等の支援に関して必要な事項を定めるものとする。

2 目的

認知症（軽度認知障害を含む。以下同じ。）のある人や家族介護者等に対して、本人の希望に沿った生活の実現や家族介護者等の負担の軽減に繋がる、専門職による支援を受けられる機会を提供することを目的とする。

3 実施主体

本事業の実施主体は東京都（以下「都」という。）とする。ただし、事業の運営を実施要綱第6に規定する認知症疾患医療センターに委託して実施するものとする。

4 実施回数

認知症疾患医療センターは、5に定める対象者に対して6に定める実施内容を、原則として年6回以上実施するものとする。

5 対象者

都内に在住する認知症のある人及び家族介護者等とする。

6 実施内容

専門職が、認知症のある人や家族介護者等に対し、認知症の初期段階から状態に応じた適切な情報の提供や心身の負担軽減に係る助言等の支援を、個別相談等により行うものとする。

7 手続き等

各認知症疾患医療センターが、必要事項について対象者へ周知の上、実施するものとする。

8 実績報告について

認知症疾患医療センターは、上記取組の実施後、別途定める実績報告書類を、都が

定める期限までに提出するものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（6福祉高在第1252号 令和7年2月14日）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。